

# 大学評価と大学図書館

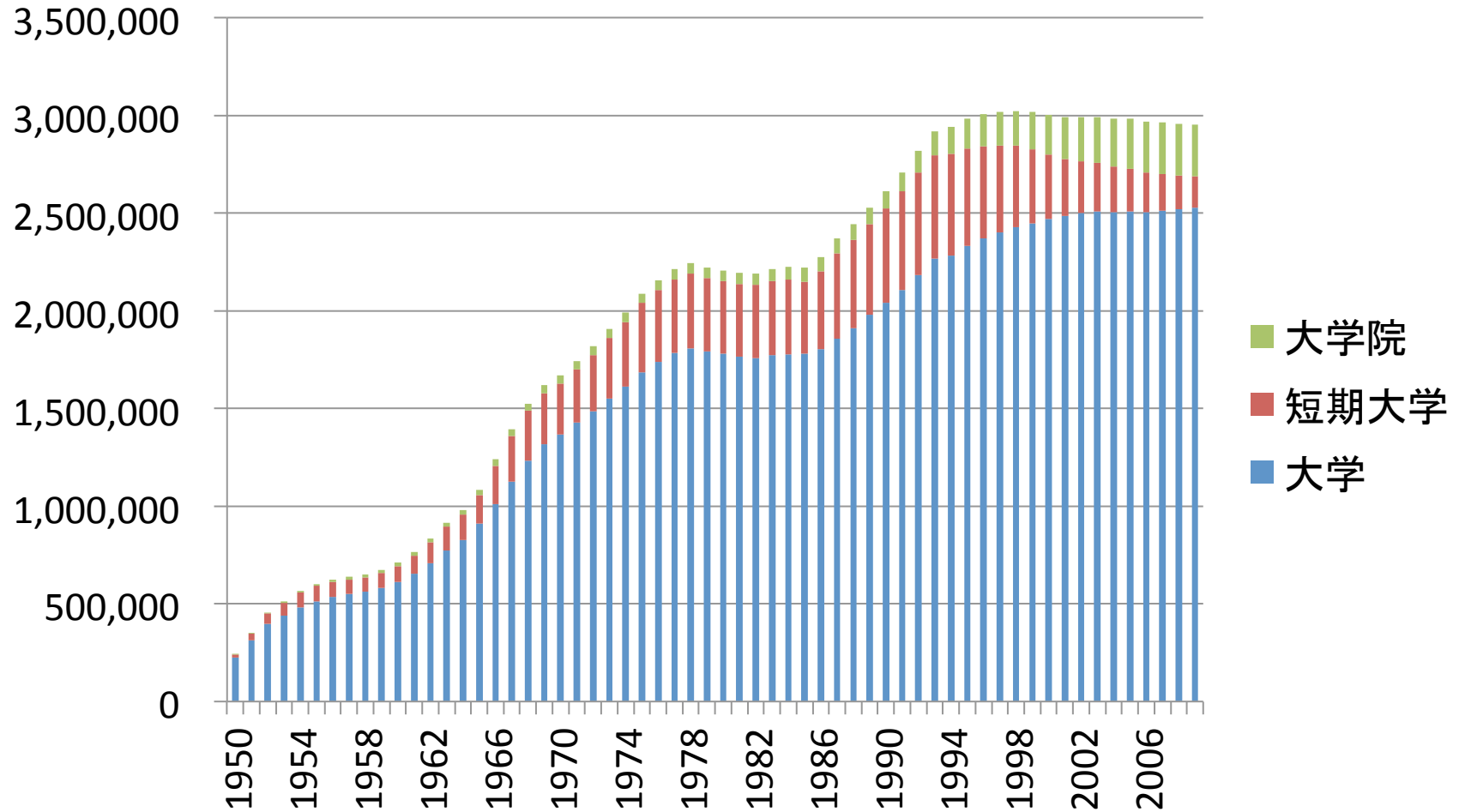
土屋俊

(大学評価・学位授与機構)

# 目次

- なぜ大学評価か
  - 大学における大学図書館
  - そして、社会における大学
  - 国際性と自律性
- その歴史的経緯と現状
  - 戦後教育改革
  - 臨教審に始まる一連の大学改革
  - 規制緩和・国立大学法人化・社会的説明責任
- 大学評価と大学図書館
  - サービスの質の評価
  - 大学評価への直接貢献

# 大学の位置(学生300万人)



# 大学の位置

- [(国立大学運営費交付金+国立大学授業料)+(私立大学授業料+私立大学経常費・施設設備費補助)+(公立大学関係)+研究助成]が高等教育機関にはいっている(数兆円程度)
- 8割近くが中等教育終了後も就学
- 就業準備としての性格づけ
- 「高等教育を学生が消費者として購買」という市場モデル(「借金してでも)
- 研究資金はほとんどすべて公的資金
- 研究と教育の国際化

# 「象牙の塔」としての大学

- 19世紀以降社会から隔たった価値観と行動様式で特徴づけられる知識人の集団を揶揄する表現(esotericism +(academic) elitism)
- 人間の集団である以上マネージメントは必要。しかし、それが不信をもたれるようになった ← 規則、権威、排他(教員選考)等々
- 大学卒業生は、普通に「就業する」⇒その能力への不信、疑惑
- 外部からのチェックの必要性

# 日本の大学の国際的質保証の必要性

- イギリス：サッチャー改革⇒QAA⇒Students at the heart of the system
- アメリカ：営利大学の勃興(学生の10%)、低い卒業率)、オバマの挑戦(雇用創出、世界トップへの復帰)
- ヨーロッパ：ボローニャ・プロセスとコペンハーゲン・プロセス 学術と雇用の流動性の基盤の創造
- 東南アジア：エリート大学と国家政策
- 東アジア：日本の凋落と中国の伸長

# 要するに、大学評価はどうしても必要

- 大学教育と大学教育が生み出す人材の質の保証
- 資源配分の客観的根拠の確立と検証
- 社会的な説明責任の履行
- 各大学の経営の基礎となる客観的認識
- 国際的観点

# 第二次世界大戦後の教育改革

- CIE/教育刷新委員会/文部省
- 大学基準協会と「大学基準」
- 大学設置基準(文部省令)とその実施 ⇒ 1980年代までを支配
- 臨時教育審議会
- 大学審議会、中央教育審議会 ⇒ 設置基準大綱化、大学院重点化、留学生、自己点検・評価から第三者評価へ、国立大学法人化

# 認証評価

- 「教育研究等の総合的な状況について」(法)7年(政令)ごとに評価を受ける⇒教育の質の保証
- 認証された評価機関による評価
  - 大学基準協会(財団法人)
  - 高等教育評価機構(財団法人)
  - 大学評価・学位授与機構(独立行政法人)
- 大学機関について、大学設置基準に従って行う(学校教育法)
- 評価結果の扱い、評価を受けなかったときの罰則の規定はない

# 認証評価の基本的考え方

- 目的
  - 評価結果が公表されることにより、大学等が社会による評価を受ける
  - 評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る
- したがって、
  - 内部質保証システムが存在し、機能しているのか
  - 自己評価および第三者の評価を通じて自己改善を図る
  - 自ら定めた理念・目的・教育目標(個性)を尊重
  - 法令遵守はチェックするが総合的に判断
  - (大学コミュニティによる)ピア・レビューの重視

# 基準

- 基準1 大学の目的
- 基準2 教育研究組織
- 基準3 教員及び教育支援者
- 基準4 学生の受入
- 基準5 教育内容及び方法(○ 学士課程,○ 大学院課程(専門職学位課程を含む。))
- 基準6 学習成果
- 基準7 施設・設備及び学生支援
- 基準8 教育の内部質保証システム
- 基準9 財務基盤及び管理運営
- 基準10 教育情報等の公表

# 手順

## (大学評価・学位授与機構の場合)

- 評価機関の選択
- 自己評価書作成研修
- 自己評価書作成・提出
- 自己評価書にもとづく評価原案の作成(評価チーム)
  - 追加資料の要請
  - 質問項目(書面、訪問調査時)の確定
- 訪問調査(2日間)
- 評価報告書の作成・送付
- (もしあれば)異議申し立て
- 異議申し立ての審査
- 評価報告書の確定・公表

# 評価チーム

- 主査：学長クラス(経験者を含む)
- 委員：
  - 対象大学の専門分野の有識者
  - 高等教育研究の専門家等
- 訪問調査では、
  - 経営層との面談
  - 一般教員との面談
  - 学生・卒業生との面談
  - 施設見学 ⇒ **ほとんどの場合、図書館は訪問**

# 資源配分に関わる評価

- 国立大学法人評価
  - 文部科学省国立大学法人評価委員会が実施し、つぎの中期目標達成のための予算措置に反映させる
  - 大学評価・学位授与機構が大学等の教育研究活動等の状況について評価
- 「研究」の評価はもっぱらこちらが行なった
- 評価結果は点数化され、運営費交付金の配分に(わずかに)影響を与えた(平成23年度)
- 暫定評価と確定評価を実施(次回は暫定なし)
- 大学情報データベースを一部活用

# その他のさまざまな評価

- 専門職大学院、短期大学、高等専門学校などについて認証評価
- プログラム別評価
- 機能別評価
- (国際的)質保証ネットワーク

# 教育情報公表の義務化

- 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。(学校教育法113条)
- 実際にはあまり公表されなかったもので、私立大学については、公表の程度を私学助成に反映(2011年から)
- さらに、大学分科会提言を受けて、学校教育法施行規則の改訂(2011年4月施行)

- (1)大学(短期大学, 大学院を含む。)は, 次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。(第172条の2第1項関係)
- 【1】大学の教育研究上の目的に関する事。 (第1号関係)
- 【2】教育研究上の基本組織に関する事。 (第2号関係)
- 【3】教員組織, 教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事。 (第3号関係)
- ( 各教員の業績については, 研究業績等にとどまらず, 各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより, 教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など, 当該教員の専門性と提供できる教育内容に関する事を確認できるという点に留意すること。 )
- 【4】入学者に関する受入方針及び入学者の数, 収容定員及び在学する学生の数, 卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事。 (第4号関係)
- 【5】授業科目, 授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事。 (第5号関係)
- 【6】学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事。 (第6号関係)
- 【7】校地, 校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事。 (第7号関係)
- 【8】授業料, 入学料その他の大学が徴収する費用に関する事。 (第8号関係)
- 【9】大学が行う学生の修学, 進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事。 (第9号関係)
- (2)大学は, 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。その際, 大学の教育力の向上の観点から, 学生がどのようなカリキュラムに基づき, 何を学ぶことができるのかという観点が明確になるよう留意すること。 (第172条の2第2項関係)

# 附属施設としての大学図書館

- 教育のための附属施設としての図書館(情報センターとの関係)
  - 大学の施設の一部としての位置付け(「国立学校設置法」時代では、「大学には図書館を置く」、現在は設置基準(資料参照)による)
  - その他のセンターは教員がいるので、教育組織としてリストされることが多いが、図書館は項目が別建てになっているので、「教育のための附属施設」としては挙げられないことが通例
- 建物、保存庫としての図書館(設置基準参照)

# 大学の教育機能と大学図書館

- 単位と勉強時間
  - 45時間の学修内容の修得に対して1単位
  - 授業は15時間
  - したがって、30時間の自習が必要?
  - 週40時間とすると、600時間。これを45時間で割ると、、、
  - 現実と乖離? でも、アメリカでも同じ考え方だと、、、
- 自習環境としての図書館
  - 整備は必要だが、自己評価に盛り込みにくい
- 学習成果(learning outcomes)への関心のシフト
- 学術情報基盤作業部会でも教育機能を要望

# 図書館自身の評価へのとりくみ

- 1990年代における自己点検・評価
  - したいにマンネリ化へ
- 評価と経営の時代に図書館が取り残されていったともいえる
- ARLのLibQUAL+™導入の試み
  - 研究
  - 施行
  - 本格化の試みと頓挫

# 大学の自己評価における図書館の役割

- 宿題に答えるだけでは忘れられる
- 学習成果向上への貢献を具体的に示すことが必要
  - アピールしないといけない
- 社会貢献は、図書館の一般市民利用でかならず参照されるが、あまりインパクトはない
  - 貸出、カタログ共有化(しかし、所詮相補的)
- 研究評価には関与可能な背景がある(Impact Factor, 機関リポジトリ、SciVal(しかし、図書館には売りに来ない))

# 大学評価と大学図書館

- いずれにせよ、評価の時代であることは確実
- したがって、主体的取り組みをすべき
- 具体的には、
  - 研究評価への協力
  - CrossRef + JaLC-DOI
  - Orchid